

「上津深江広域避難地防災公園」ネーミングライツパートナー 募集要項

1. 募集の趣旨

苓北町（以下「町」という。）では、「安心して子育てできるまち」の実現のため、ユニバーサルデザインを念頭に子育て世代を始めとした町民の憩いの場として、さらには、災害時に威力を発揮する防災機能を有した公園として、「上津深江広域避難地」を活用した子ども公園を整備し、令和8年10月に「上津深江広域避難地防災公園」として開園を予定しています。

本公園は、約2,500㎡の遊具エリア（大型遊具・小型遊具）と、約1,200㎡の芝生広場を備え、子どもから大人まで幅広い世代が利用し、災害時には、防災機能を有した公園施設となるよう、現在整備を進めています。

本公園について、地域に親しまれる施設づくり及び維持管理費の財源確保を目的に、以下のとおりネーミングライツパートナーを募集します。

2. 対象施設

名称：上津深江広域避難地防災公園

所在地：熊本県天草郡苓北町上津深江字西大田 80-1 他

面積：約3,700㎡（遊具エリア2,500㎡、芝生広場1,200㎡）

年間利用見込み者数：4,500人（保育園・小学校・中学校・拓心高校・その他）

管理運営者：苓北町長（担当課：福祉保健課）

3. 命名権の内容

- （1）対象施設の愛称に企業名又はブランド名を付す権利を与えます。
- （2）対象施設に既に設置されている案内看板等の表示を、愛称を付与したものに変更することができます。また、町との協議を経て承認を得た場合は、新たに掲出を行うことができます。ただし、案内看板等の表示や新たな掲出及び契約期間終了後や契約解除時の原状回復に係る費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- （3）対象施設のネーミングライツの保有者であることをネーミングライツパートナーのホームページや出版物等で広報することができます。
- （4）町は、町のホームページや広報紙等において、原則として愛称を使用し、積極的に愛称の定着に努めます。なお、愛称とともに町が定めている施設名称を併記する場合があります。
- （5）公序良俗に反する名称、子ども施設にふさわしくない名称は、不可となります。

4. 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間とします。なお、更新の可否は、協議のうえ決定します。

5. ネーミングライツ料（命名権料）最低提案額

年額 10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備え、地域貢献の意志がある法人又はその他の団体であって、個人でないこととします。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、苓北町暴力団排除条例（平成23年苓北町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する者
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- (6) 町税等を滞納している者
- (7) その他事業者として適当でないと認められる者

7. 応募方法

募集期間内に、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

- (1) 申請書類
 - ①ネーミングライツパートナー応募申請書（様式1）
 - ②法人（団体）の概要書（様式2）
 - ③事業内容がわかる資料
 - ④ネーミングライツパートナーの申請に係る誓約書（様式3）
 - ⑤反社会的勢力排除に関する誓約書（様式4）
 - ⑥「上津深江広域避難地防災公園」ネーミングライツパートナー申請に関する質問票 ※必要な場合
 - ⑦その他町が必要と認める書類
- (2) 提出部数 1部

(3) 留意事項

- ①申請に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ②申請書類は返却しません。また、情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ③持参される場合は、募集期間の土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

8. 募集期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月29日（金）まで
（郵送の場合は、募集期間内に必着すること。）

9. 選定方法

町が設置するネーミングライツ審査委員会において書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施します。そのうえで審査基準に基づき、総合評価を行い、優先交渉順位を決定します。

応募者が1者のみの場合も、町のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先候補者とするかどうかを決定します。

なお、審査委員会による選定結果は、決定次第、速やかに文書で通知します。

10. スケジュール

- ①募集開始：令和8年4月22日（水）
- ②質問票受付：令和8年4月22日（水）～5月15日（金）
- ③応募締切：令和8年5月29日（金）
- ④審査期間：令和8年6月1日（月）～6月12日（金）
- ⑤契約締結：令和8年7月
- ⑥名称使用開始：令和8年10月31日（公園開園日）

11. 決定及び公表

優先候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設名、ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

なお、優先候補者との協議において合意の可能性がないと町が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

12. 契約の解除

契約締結後、次のとおりネーミングライツパートナーとして適当でないと認

められるときは、町は契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に
必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- ①応募資格要件を欠くこととなったとき
- ②社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある
場合
- ③契約違反があったとき
- ④名称が不適切と判断される事態が生じた場合

13. その他

- ①名称の掲出方法は、町と協議のうえ決定します。
- ②契約期間中の維持管理費の用途は、公表する場合があります。
- ③その他必要事項は、別途協議します。

14. 書類提出先・お問い合わせ先

〒863-2503

熊本県天草郡苓北町志岐660番地

苓北町福祉保健課 担当：田中

TEL：0969-35-1263

FAX：0969-25-3022

E-mail：fukushi@town.reihoku.lg.jp